

高齢者関係施設 ご担当者 様

障害者関係施設 ご担当者 様

川崎市健康福祉局

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議資料の作成について（依頼）

平素より本市の保健、福祉、医療行政に御尽力を賜り感謝申し上げます。

また、この度、相次ぐ台風等の災害において被災された施設・事業者におかれましては、早期復旧に向けて日々対応に追われていること、重ねて御見舞いと感謝を申し上げます。

さて、先般より災害復旧に伴い本市関係部署の担当者より、文書等を配信させていただいておりますが、この度は、標記について国への協議資料の作成を行うため、時間の無い中ではございますが、関係施設の現況報告を別添の様式に従い、提出していただきますようお願いいたします。

- 1 提出様式 別添の「災害復旧費所要額調」に必要事項を記載、選択する。
本国庫補助金については、別紙にも記載のとおり、「災害復旧費の所要額が80万円以上」の工事が対象です。従って、金額に満たない施設や工事内容については、対象外となりますのでご承知おきください。（備品や消耗品などの復旧に関するものは、別途依頼中ですので、そちらを確認してください。）
- 2 提出期限 令和元年10月30日（水）午後5時まで（必着）
（該当無い場合は、連絡・提出は不要です。）
- 3 提出先 川崎市健康福祉局 高齢者事業推進課のメールアドレス
40kosui@city.kawasaki.jp
（「災害復旧費所要額調」の提出先は、上記のアドレスに返信してください）
- 4 提出ファイル名 ファイル名は変更せずに【所属名】に「施設」の名前を入力して返信してください。
- 5 提出件名 災害に関するメールが現在、非常に多く、見落としが無いように処理したいため、件名を【重要・中村あて】【災害復旧費所要額調】としてください。
- 6 その他 ア) 詳細は、次ページ以降の内容を必ず確認してください。
（全ての項目が該当するものではないため）
イ) 同一建物に複数のサービス事業所が混在する場合は、サービス毎に一行に記載してください。
ウ) 協議額（被害額）が不明の場合は、「精査中」を選択してください。

川崎市健康福祉局

高齢者事業推進課

担当：中村

電話：044-200-0454

「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議」について

本件については、下記の内容が該当する施設および工事内容が対象となります。

- ① 台風第15号および第19号により、被災されてしまった施設については、災害査定を待たずに復旧（工事）しても差し支えありません。

ただし、被災状況の写真は、今後、災害復旧事業の現地調査（査定）において、被害状況を説明いただく際の重要な資料となりますので、当該被災部分については撮影、記録を取るようお願いします。（国からの例示は下記のとおりです。）

（例1）被災箇所を多面的に撮影する、その長さ、広さがわかるよう、物差しを被災箇所に並べて撮影するなど、被害内容・規模を明確にする。

（例2）ガラスが100枚割れていれば、その100枚の被害状況がわかるよう、撮影する。写真がない被災箇所については適用除外となり得るため、一見すると同じような被災状況でも、必ず全ての補助対象箇所の写真を撮っておいて下さい。

（例3）豪雨の場合は特に被害状況が残りにくいため、注意して下さい。具体的には床上浸水等でフローリングが反り返ったため、フローリングの張り替え工事を行った場合、写真からは反り返りがわかりにくいため、適用除外となることもあります。そのため、反り返りがわかるような平行な物差し等と一緒に写真を撮った上、反り返ったフローリングの一部（サンプル程度）を残しておく。

- ② 当該補助金は、基本的には、被災した建物を復旧するための補助金であるため、備品等は対象となっておりません。

なお、建物と一体的な設備（排水・給水設備・空調設備など）は対象となる場合があります。

- ③ 「災害復旧費所要額調」の「工事内容（被害内容）」には、「施設が水没した、屋根が破損した」など工事予定の内容をできるだけ詳細に記載してください。

- ④ 被災箇所が分かる図面、写真、見積書（できる限り3者以上）は、後日必要になる可能性があります。

- ⑤ 「災害復旧費所要額調」を国へ提出後、国の関係機関による現地調査（査定）が行われます。
この現地調査において補助対象であるかを確定するため、それまで金額も確定いたしません。

- ⑥ 協議対象施設及び対象整備経費は次の通りです。

対象施設	施設整備
① 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園	災害復旧費の所要額が40万円以上
② 保育所を除く社会福祉施設等	災害復旧費の所要額が80万円以上

※ 1か所の定義は、同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に存在するものを1か所という。

- ⑦ その他対象施設や補助要綱については、別途添付してある関係資料をご確認ください。